

機関番号：17101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730504

研究課題名（和文）公立学校における危機管理の学際的研究－法学・経営学的手法を用いた分析－

研究課題名（英文）A Multidisciplinary Study of Risk Management in Public Schools  
— Analysis by a Legal and Business Administrative Method —

研究代表者

河内 祥子（KAWACHI SHOKO）

福岡教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：70452703

研究成果の概要（和文）：公立学校における危機管理に関して（1）公立高等学校の校長に対するアンケート調査の計量分析と（2）学校の危機管理に関係する判例分析の2領域における研究の結果、主に以下の3点が明らかとなった。第一に、公立高等学校校長の勤務校における安全配慮に関する取り組みでは、部活動中と自習時間の学校事故対策としての教員の立ち会いと、外部進入者への対策としての来校者の把握に重点が置かれていた。第二に、事故が多発する時間帯における事故発生可能性に対する認識は実際の発生よりも少なく捉える傾向にあった。第三に、「学校において児童・生徒が被害者及び加害者となった事件・事故」の裁判例を分析した結果、学校（教職員を含む）に求められる安全配慮義務に変化がみられた。

研究成果の概要（英文）：As a result of the studies in 2 areas, namely (1) the quantitative analysis of the questionnaire obtained from schoolmasters of public high schools regarding the risk management in public schools and (2) the case studies related to the risk management in the schools, the following 3 main issues were revealed. Firstly, for tackling the issue of safety consideration to be taken at the public high schools where the headmasters were on duty, emphasis was laid upon the presence of teachers during the clubs' activities and the private-study hours as a measurement of preventing accidents at schools, and upon the identification of visitors as a measurement of preventing intruders from outside. Secondly, the degree of awareness of potential occurrence of accidents at a time zone of frequent occurrence of accidents tended to be under estimated, compared with the occurrence of real accidents. Thirdly, as an analysis result of the cases of court decision on "the cases/accidents, in which children/students at schools became victims or assailants", changes in the way of responsibility for safety consideration required to be taken by schools (including teachers) were observed.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育学 教育法規 学校経営 危機管理

### 1. 研究開始当初の背景

学校の「法化現象」が進む中で、学校の危機管理及びリスクマネジメントに関する理論の確立が求められている。これまで学校の危機管理及びリスクマネジメントに関連した研究としては、いじめや学校事故等に関して個別の判例分析や不審者や災害への具体的対応に関する実践研究が中心で、統括的な視点からの判例分析及びリスクマネジメントの観点からの実証分析の蓄積が不足している。

その背景には、危機管理学及びリスクマネジメント論は経営学の領域であり、危機管理やリスクマネジメントの概念は、法社会学や経営学のテーマとして取り扱われてきたという歴史的経緯がある。この場合の主な研究対象は企業であり、利潤の最大化を目的とする企業と公教育をになう学校を同じモデルとして扱うには無理がある。そのため、危機管理学において、学校の危機管理に関する積極的な議論が展開し難かったと考えられる。

一方、これまで日本社会においては、学校と保護者及び地域社会との間に「絶対的な信頼関係」が構築されていたために、学校でのトラブルが裁判所に持ち込まれることも、学校の対応がマスメディア等から非難されることも少なかった。そのため、教育学において、学校の危機管理に関する研究を行う必要性は低かったのである。しかし、戦後民主主義が定着し、個人の権利意識の向上が指摘される中で、学校と児童・生徒及び保護者との関係も少しずつ変化してきた。

このような学問的及び社会的背景からも、学校の危機管理に関する研究を充実させる必要に迫られていることは明らかである。

### 2. 研究の目的

本研究期間においては、危機管理学及びリスクマネジメント論等の関連分野における学校の危機管理及びリスクマネジメントに関する先行研究の整理を行った。先行研究を分析の上、スクールリーダーである校長の学校事故に関する意識の違いや学校の危機管理やリスクマネジメントに対する取組の現状をデータから明らかにすることを目的とし、教育委員会と校長にインタビュー調査を実施し、それらを基に質問紙を作成し、質的・量的両面から分析を進めた。

また、「児童・生徒が被害者になる事件・事故」、「児童・生徒が加害者になる事件・事故」において学校に課せられた安全配慮義務等が時代とともにどの様に変化しているかを明らかにするため裁判例の分析を行った。

### 3. 研究の方法

本研究では、経営学等の他分野の先行研究および資料等を収集・整理しつつ、主として

(1) 公立高等学校の校長に対するアンケート調査の計量分析と(2) 学校の危機管理に関係する判例分析の2領域において進めた。

(1) 公立学校校長に対するアンケート調査の計量分析

A県内の公立高校校長に対し質問紙による調査を実施した(悉皆調査)。これは、本研究期間内において、日本の学校を一般化するデータを確保することが困難であると判断したため、第一段階としてA県内の高等学校を調査対象としたことによるものである。地域性のバイアスの可能性は否定できないが、現状を把握する上で一定の意義を見出すことができる。

(2) 学校の危機管理に関係する判例分析

法規・判例データベース等を利用し、戦後、学校において児童・生徒が被害者及び加害者となった事件と事故に関する判例を収集する。校種や、授業時間内外、学校の敷地内外、通学路内外等の観点から分類し、社会の変化が判例に及ぼす影響等判決の分析を行った。

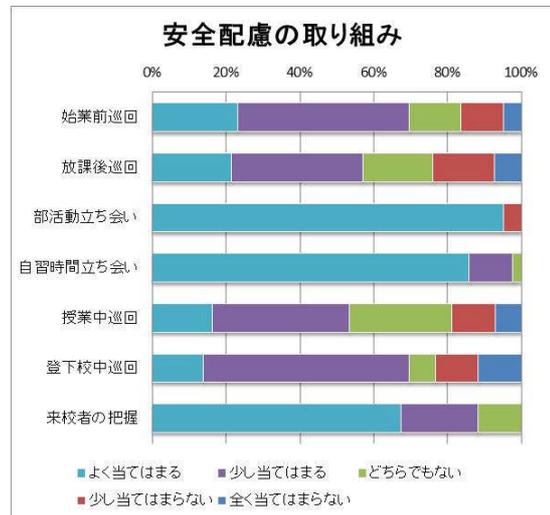
### 4. 研究成果

(1) 公立学校校長に対するアンケート調査の計量分析

A県内の公立高等学校(66校)の校長に対し、郵送形式(質問紙形式)によるアンケート調査を実施した。

実施期間:平成22年10月に郵送形式で配布し、各学校から回収した(回収率65%)。

#### ① 安全配慮に関する取り組み



安全配慮に対する取り組みとして意識的に行っているものとして、最も多いものとしては、「部活動中に教員を立ち合わせている」という問いに対し、「よく当てはまる」とする校長が95.3%となっており、ほとんどの学校において部活動の立ち会いを意識的に行っていることがわかる。「自習時間の立ち会い」では「よく当てはまる」、「少し当てはま

る」とする校長が98%となっている。

なお「来校者の把握を徹底している」とする設問と「生徒と外部進入者間の事故が発生した場合、学校（教職員を含む）の安全配慮義務が問われる可能性」には相関関係（ $r=0.495$ ）があることが統計的に有意（ $P<0.001$ ）に示された。

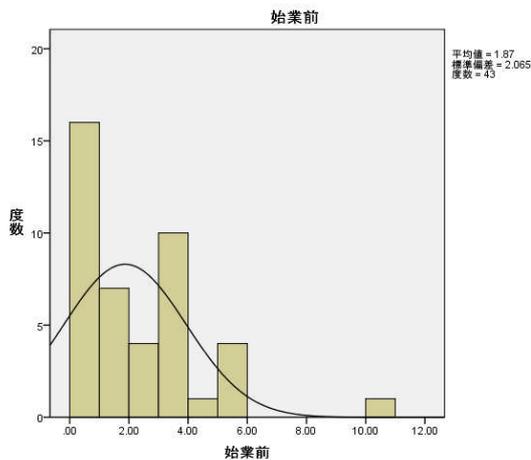
また、「授業時間中、教員が校内巡回を行っている」とする設問と、教育観としての「日本の学校は保護者から信頼されている」という設問の間には、弱い相関関係（ $r=0.321$ ）があることが統計的に有意（ $P<0.05$ ）に示された。

その他自由記述から下記のような取り組みが行われていることが明らかになった。

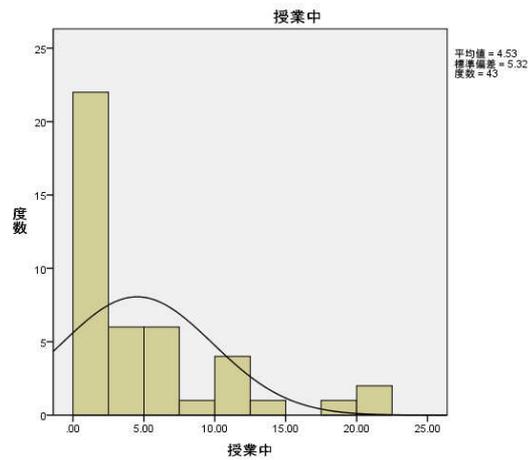
- ・防犯カメラの設置
- ・施設・設備の安全点検・巡回
- ・マニュアルを毎年更新して教職員に配布
- ・教員への注意の喚起
- ・生徒・職員の身分証の必携（生徒の私服可のため）
- ・生徒の登校状況の把握
- ・生徒の登下校の安全確保のために警察との情報交換と予防活動の連携。
- ・通学路の保全活動（街灯の整備、通学路の美化活動）

## ② 学校事故の発生可能性に関する意識

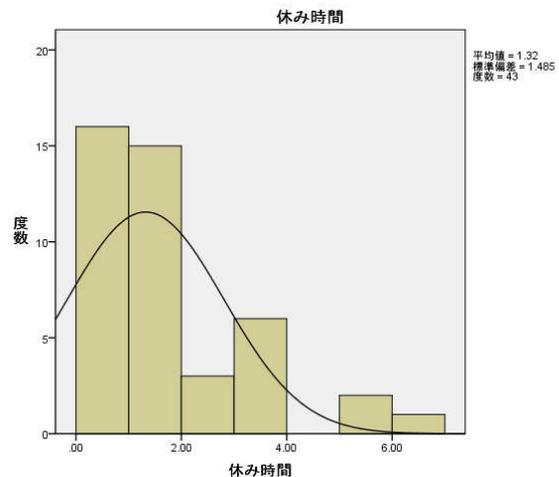
1000人規模の学校を想定し、時間帯別の一年間の学校事故発生件数を校長にたずねたところ下記のような結果となった。



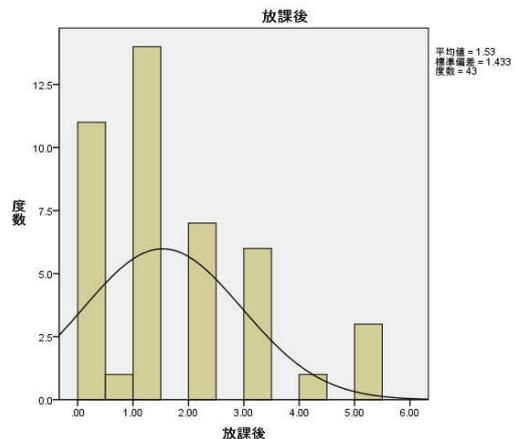
「始業前の事故」については、平均値は1.87件となった。独立行政法人日本スポーツ振興センター『学校の管理下の災害-23』のデータを基に、本調査に合わせ、時間帯別に集計し、1000人規模の学校を想定し同様にデータを得ると0.3件となった。学校現場においては実際の発生率より多く予想していることが分かる。



「授業中（自習も含む）の事故」の平均値は4.53件となっている。独立行政法人日本スポーツ振興センターのデータを基に同様の試算をすると19.1件となり、実際より少なく予想していることが分かる。

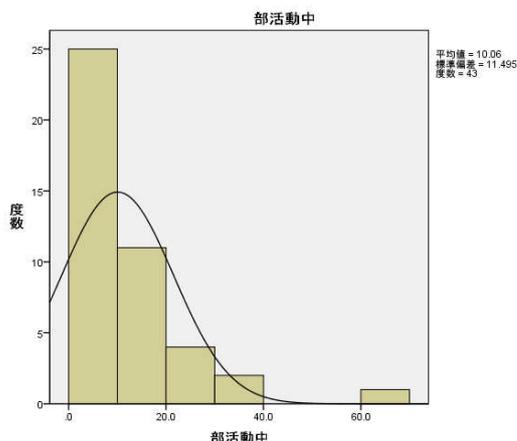


「休み時間（昼休みを含む）の事故」の平均値は1.32件となっている。独立行政法人日本スポーツ振興センターのデータを基に同様の試算をすると1.9件となり、実際より若干少なく予想していることが分かる。

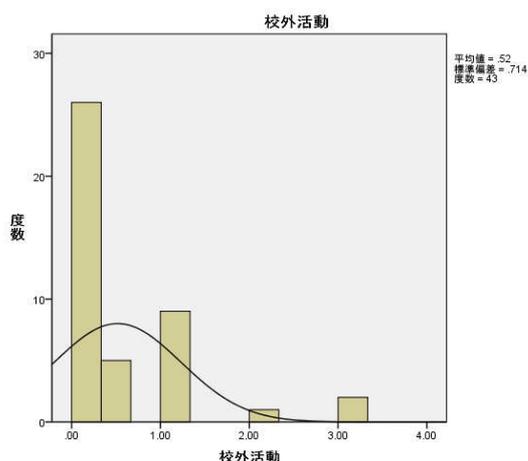


「放課後（部活動中を除く）の事故」の平均

値は 1.53 件となっている。独立行政法人日本スポーツ振興センターのデータを基に同様の試算をすると 0.9 件となり、実際より多く予想していることが分かる。



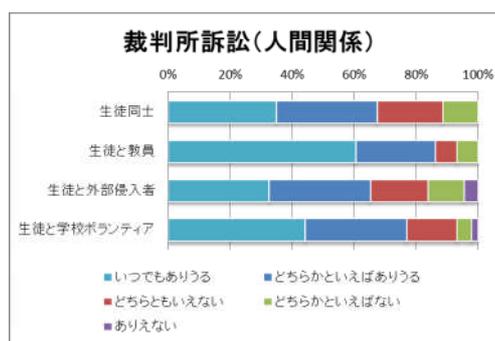
「部活動中の事故」の平均値は 10.06 となっている。独立行政法人日本スポーツ振興センターのデータを基に同様の試算をすると 32.8 件となり、実際より少なく予想していることが分かる。



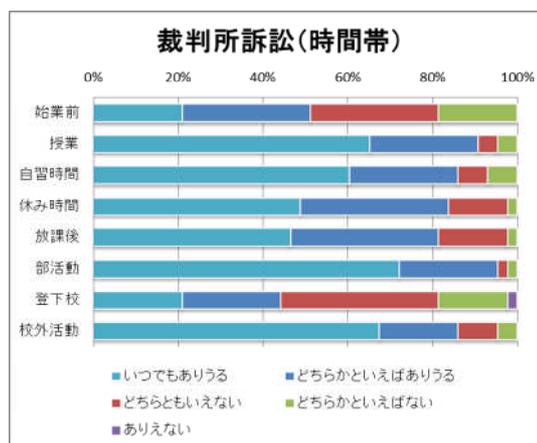
「校外活動中の事故」の平均値は 0.52 件となっている。独立行政法人日本スポーツ振興センターのデータを基に同様の試算をすると 0.67 件となり、実際より若干多く予想していることが分かる。

独立行政法人日本スポーツ振興センターのデータと比較すると発生頻度が高いものほど、実際よりも少なく発生していると考えられる傾向にあることが明らかとなった。

### ③ 学校事故が発生した場合、学校（教職員）が裁判所に訴えられる可能性



「生徒と教員の事故」が発生した場合、学校が裁判所に訴えられる可能性として「いつでもありうる」「どちらかといえばありうる」と応える校長が最も多く 86%、「生徒と学校ボランティアの事故」は 76%となっている。一方、「生徒同士の事故」では、「いつでもありうる」「どちらかといえばありうる」は 67%である。



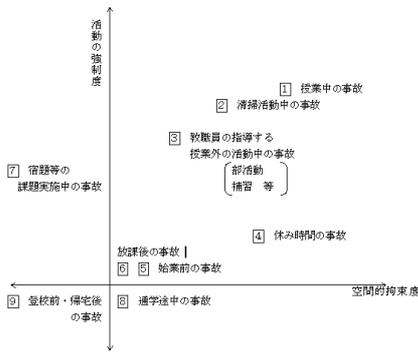
「部活動中の事故」が「いつでもありうる」「どちらかといえばありうる」と応える校長が最も多く 95%、「授業中の事故」が 91%となっている。

「授業中の事故」および「自習時間中（監督者なし）の事故」が裁判所に訴えられる可能性については、行政経験がある群とない群ではない群に有意 ( $P < 0.05$ ) に差があった。

高等学校においては校長の勤務校における安全配慮に関する取り組みは、部活動と自習時間の対策としての教員の立ち会いと、外部進入者への対策としての来校者の把握に重点が置かれていることが明らかとなった。

(2) 学校の危機管理に関する判例分析  
 裁判例を収集し、下記の図のように分類し  
 分析した。

児童・生徒への活動の強制及び拘束からみた学校事故の分類



裁判例を分析すると「学校において児童・生徒が被害者及び加害者となった事件・事故」のなかでも「部活動中の事故」が一定数を占めた。なお、児童・生徒間で起きた事故であっても、当該児童・生徒やその保護者に損害賠償を求めるのではなく、学校に損害賠償を求める事例も少なくなかった。例えば、授業中の担任教諭には「教室内の児童の動静を見守り、危険な行動に出た児童に対しては、適宜注意・指導を与えるべき注意義務」（東京地方裁判所平成 15 年 11 月 10 日判決）、教育活動の一環として行われる部活動の指導にあたる者には「部員の生命や身体に危険が及ばないように配慮して事故の発生を未然に防止すべき一般的注意義務」（福岡地方裁判所小倉支部平成 17 年 4 月 21 日判決）があり、それらを怠ったと判断された場合には、学校を設置する地方公共団体に損害賠償を求める傾向が見受けられた。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計 1 件)

① 河内祥子, 学校管理下の事故における裁判例の分析—授業時間外の事例を中心に—, 日本教育制度学会, 2009 年 11 月 14 日, 常葉学園大学

### 6. 研究組織

#### (1) 研究代表者

河内 祥子 (KAWACHI SHOKO)

福岡教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：70452703